

返戻金制度

事業所名 株式会社リカノス

許可番号 06－ユ－300028

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は次のとおりです。

雇入れ後 1 ヶ月未満の場合	70%	払い戻し
雇入れ後 1 ヶ月を超え 2 ヶ月未満の場合	50%	払い戻し
雇入れ後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月未満の場合	30%	払い戻し

但し、求人者の都合により退社した場合は、返還は無いものとする。